

ミニドラマで学ぶ建設業法 内容補正について

本商品発売以降の法改正に伴い、以下のとおり内容補正のご案内をいたします。

■プロローグ ナレーション解説（1分 18 秒～）

「たとえば、飲食業における『食品衛生法』、薬関係における『薬事法』などがそれに該当します。」

- ➔ 薬事法改正（平成 25 年法律第 84 号）に伴い、法律名が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：医薬品医療機器等法）」に改められました。

■CASE 1 見積条件の明確化と適正な期間 ナレーション解説（2分 44 秒～）

「建設業法では、下請に提示しなければならない見積り条件の項目として、工事の内容や着手・完成の時期など、13 の項目を定めています。こうした条件や具体的な作業内容を示し、下請から質問を受けた際には、きちんと回答する必要があります。また、見積り条件の提示は、口頭ではなく、書面によって示すことが望ましいとされています。」

テロップ「13 の項目」（2分 55 秒）

- ➔ 建設業法の改正（令和元年法律第 30 号）に伴い、下請に提示しなければならない見積り条件の項目として、「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」が追加されて、項目数が 14に増えました。

■CASE 2 書面による契約の締結

[注] 「建設業法令遵守ガイドライン」再改訂（平成 24 年 7 月）に伴い、下請工事の契約書は、災害時等でやむを得ない場合には、着工後に交わすことが許されますが、そのような事情のない場合は着工前に交わさなければなりません。

ナレーション解説（1分 06 秒～）

「下請工事の契約書は、建設業法が定める 14 の事項を記載し、必ず着工前に交わさなければなりません。また、14 事項のうち「工事内容」については、下請の責任施工範囲や施工条件などを具体的に記載する必要があります。ただし、当事者間で基本契約、または基本契約約款が交わされている場合など、一定要件を満たしていれば、注文書・請書による契約締結とすることもできます。」

- ➔ 建設業法の改正（令和元年法律第 30 号）に伴い、契約書に記載しなければならない項目として、「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」が追加されて、項目数が 15に増えました。

■CASE 7 工期

[注] 建設業法の改正（令和元年法律第 30 号）に伴い、工期の設定については、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」（改正後の第 19 条の 5）こととなりました。

赤峰のセリフ（2分 47 秒～）

「建設業法令遵守ガイドラインにも、新たに追加された項目ですので、しっかりとチェックしてくださいね。」

- ➔ 本商品制作当時（平成 20 年同ガイドライン改訂時）に追加された項目であり、最新の改訂による追加項目ではありません。

CASE 8 支払保留と長期手形 赤峰のセリフ（3分5秒～）

「下請代金の支払いに関する規則は、建設業法の第 24 条の 3、第 24 条の 5に記されています。建設業法の中でも、重要性の高いルールですので、きちんと把握しておいてくださいね。」

- ➔ 建設業法の改正（令和元年法律第 30 号）に伴い、下請代金の支払について定める第 24 条の 3 では、「元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならぬ」とのルールが追加されました。また、特定建設業者の下請代金の支払期日等について定める第 24 条の 5 は、第 24 条の 6となりました。

CASE 9 一括下請負の禁止 ナレーション解説（2分30秒～）

ここでいう「実質的な関与」とは、元請人が配置した主任技術者または監理技術者が、現場に専任であって、住民への説明、官公庁などへの届出、近隣工事との調整、施工計画の作成、工程管理、品質管理、完成検査、安全管理、下請業者への指導監督などについて、主体的な役割を現場で果たしていることを指します。

- ➔ 一括下請負の禁止について（平成 28 年 10 月 14 日国土建第 275 号改正）に伴い、「元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うこと」に改められました。

CASE10 無許可業者に下請負する場合の制限 ナレーション解説（2分44秒～）

「建設業の業種は、建設工事の種類ごとに 28 業種 に区分されています。」

- ➔ 建設業法改正（平成 26 年法律 55 号）に伴い、「28 業種」は、解体工事業が新設されて「29 業種」に増えています。

CASE12 監理技術者の設置

- [注] 建設業法施行令の改正（平成 28 年政令第 192 号）に伴い、発注者から直接請け負う建設工事に関して、監理技術者を設置しなければならない下請契約の代金の額の下限は、3000 万円から 4000 万円（建築一式工事の場合は 4500 万円から 6000 万円）に改められました。

CASE13 監理技術者等の工事現場における専任 ナレーション解説（1分13秒～）

「公共性のある工作物の重要な工事における監理技術者及び主任技術者は、たとえすぐ近くの工事であっても、原則として兼任することはできません。」

テロップ（1分13秒～）：「公共性のある工作物」

背景スライド（1分17秒～）：「公共性のある工作物に関する重要な工事」

- ➔ 建設業法改正（平成 18 年法律第 114 号）に伴い、「公共性のある工作物に関する重要な工事」で政令で定めるものが「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」で政令で定めるものに改められました。
ただし、映像中の工作物・施設の例示などについて、現在の法律の規制内容と内容的に相違していません。

ナレーション解説（1分13秒～）

「公共性のある工作物の重要な工事における監理技術者及び主任技術者は、たとえすぐ近くの工事であっても、原則として兼任することはできません。兼任が認められるのは、複数の工事の工作物に一体性が認められ、契約工期が重複する場合など、厳格な要件を充たす場合に限定されています。ただし、監理技術者の場合は、いかなる工事でも兼任は認められません。」

- ➔ 建設業法の改正（令和元年法律第30号）に伴い、監理技術者の専任配置については、新しく創設された「1級技士補」の資格を有する主任技術者等を工事現場に専任で配置して監理技術者を補佐する場合には、監理技術者はそれらの現場を兼任することが可能となりました。ただし、この場合であっても、監理技術者が兼任できる工事現場の数は2までとなります。

背景スライド（1分28秒～）：

「工事1件の請負代金が建築5000万円以上、その他2500万円以上」

- ➔ 建設業法施行令の改正（平成28年政令第192号）に伴い、
「工事1件の請負代金が建築7000万円以上、その他3500万円以上」に変更になりました。

CASE14 監理技術者の資格者証と講習修了証の携帯 ナレーション解説（0分45秒～）

[注] 建設業法施行規則の改正（平成27年国土交通省令第83号）に伴い、平成28年6月交付分より、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴を貼り付けることにより1枚に統合されました。なお、従来の監理技術者講習修了証をお持ちの方は、新たな講習が修了するまでの間は、廃棄せず引き続き携帯してください。

ナレーション解説（0分45秒～）

「公共工事および個人住宅を除いたほとんどの民間工事における専任の監理技術者は、監理技術者の資格者証の交付を受けていて、監理技術者講習を過去5年以内に受けている必要があります。また、ここでいう「公共工事」とは、発注者が国、特殊法人等又は地方公共団体などの工事のことを指します。」

- ➔ 令和3年1月以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年1月1日となり、同日から5年後の12月31日が監理技術者講習の有効期限となりました。

テロップ（3分10秒～）

「関連する条文が「第26条の2」「第26条の3」「第27条の18」「第27条の19」にも記載されています。」

- ➔ 建設業法の改正（令和元年法律第30号）に伴い、主任技術者及び監理技術者の職務等について定める第26条の3は、第26条の4となりました。

CASE15 施工体制台帳の整備

[注] 入札契約適正化法改正（平成26年法律第55号）に伴い、このケースは民間工事の場合となりました。公共工事については、平成27年4月から、一般建設業者でも、また下請契約の金額がいくらでも、発注者から直接請け負った元請が工事を下請に出す時は「施工体制台帳」を作成しなければならなくなりました。

[注] 建設業法施行令の改正（平成28年政令第192号）に伴い、発注者から直接請け負う建設工事に関して、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない下請契約の額の下限は、3000万円から4000万円（建築一式工事の場合は4500万円から6000万円）に改められました。

ナレーション解説（2分12秒～）

「施工体制台帳の作成工事であることは、工事を行うすべての業者に書面で通知しなければなりません。それぞれの書面には、再下請負があった場合に「再下請負通知書」の提出が必要であることも記載する必要があります。また、あわせて工事現場の見やすい場所に、再下請負通知書の提出案内を掲示しなければなりません。」

- ➔ 建設業法施行規則の改正（令和4年国土交通省令第19号）に伴い、再下請負通知書の掲示については、同内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により当該下請負人の閲覧に供することができることとし、書面による掲示に限らず、デジタルサイネージを含む ICT 機器を活用し、画面上に表示することが可能となりました。

赤峰のセリフ（2分47秒～）

「施工体制台帳の作成と、関係者への周知については、建設業法の第24条の7に記載されています。国土交通省から通達も出ていますので、しっかりと確認しておいてくださいね。」

- ➔ 建設業法の改正（令和元年法律第30号）に伴い、施工体制台帳及び施工体系図の作成等について定める第24条の7は、第24条の8となりました。

CASE16 施工体系図の作成と掲示 赤峰のセリフ（2分55秒～）

「施工体系図の掲示については、建設業法の第24条の7に記載されています。面倒がらずに、変更があった場合はその都度修正するようにしてくださいね。」

- ➔ 建設業法の改正（令和元年法律第30号）に伴い、施工体制台帳及び施工体系図の作成等について定める第24条の7は、第24条の8となりました。

CASE17 工事現場への標識の掲示

〔注〕建設業法の改正（令和元年法律第30号）に伴い、工事現場への標識の掲示については、発注者から直接建設工事を請け負った元請業者だけが掲示の義務を負うこととなりました。

エピローグ（1分30秒～）

〔注〕監修元の「財団法人建設業適正取引推進機構」は、「公益財団法人建設業適正取引推進機構」に名称変更されました。

※本資料は、2022年4月1日までに公布された法令等に基づいて作成しています。

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17

T E L : 0120-203-694

F A X : 0120-302-640